

## 社会資本整備重点計画（素案）に対する意見

氏名	池谷奉文（いけやほうぶん） 公益財団法人 日本生態系協会 会長 ※団体としての意見
住所	東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
所属	公益財団法人 日本生態系協会 会長 ※団体としての意見
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見 及び 意見の理由	<p style="text-align: center;">（該当箇所（ページ数））</p> <p><b>意見1</b> p. 11</p> <p><b>意見2</b> p. 50 現状と課題、p. 52 指標、pp. 78-79 現状と課題、p. 82 指標</p> <p><b>意見3</b> p. 50 現状と課題、pp. 78-79 現状と課題</p> <p><b>意見4</b> pp. 78-80 現状と課題等、p. 82 重点施策</p> <p style="text-align: center;">（意見）</p> <p><b>意見1</b> 本素案 p. 11、24 行目に「自然環境などの維持・保全がなされている」とあります。ここを「自然環境などの維持・保全・再生・創出がなされている」とする必要があります。</p> <p><b>意見2</b> 本素案 p. 50 及び pp. 78-79 に、課題として「都市におけるエコロジカルネットワーク形成」を挙げる必要があります。 あわせて、本素案 p. 52 及び p. 82 に、指標として、「緑の基本計画の策定・改定においてグリーンインフラを位置づけた割合」が挙げられているのと同様に、p. 52 及び p. 82 に、指標として「緑の基本計画の策定・改定においてエコロジカルネットワークを位置づけた割合」を挙げる必要があります。</p> <p><b>意見3</b> 本素案全体について「気候危機」のことが各所に示されている一方、「生物多様性危機」の現状、それへの対応がほとんど書かれていません。「生物多様性」という用語が一度も出てきません。片手落ち状態と言わざるを得ません。 p. 50、pp. 78-79 それぞれの「現状と課題」に、<u>生物多様性が著しく損なわれていること（現状）、生物多様性を保全・再生する必要があること（課題）</u>をしっかりと挙げる必要があります。</p> <p><b>意見4</b> <u>昨年7月の社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」に「流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全・・・持続可能な地域づくりに貢献していくべきである。」（p. 57）</u>とのことが示</p>

されました。また、今年4月14日衆議院国土交通委員会の流域治水関連法案の採決時に「流域治水の取組においては、…生態系ネットワークの形成に貢献すること。」との附帯決議が付けられました。審議会答申及び衆議院国土交通委員会附帯決議をしっかりと受けとめ、本素案 pp. 78-80 現状と課題等に、「河川を基軸とした生態系ネットワーク」を明示する必要があります。

また、p. 82の重点施策の部分について、今、「河川改修に合わせたグリーンインフラにも資する良好な自然環境の保全・再生等の推進」と書かれていますが、上記と同様の理由により、また、第4次計画を引き継ぎ、「河川を基軸とした生態系ネットワーク」を明示する必要があります。

(理由)

#### 意見1の理由

「真の豊かさとは何か」として、「暮らしやすい、働きやすい…地域色豊かな文化がある」等のことが描かれています。この部分、24行目に、自然について、「維持・保全がなされている」をあげていますが、自然がわずかしか残されていない今日、それを維持・保全するだけでは、豊かさを実感するという状態になりません。

自然が著しく損なわれた状態にあるということについては、本素案に全く出てこないのですが、現行の第4次計画では「健康で快適に暮らせる生活環境を確保するためには、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成を図る必要がある。一方、これまでの急激な都市化等により、水辺や緑地、藻場・干潟等の自然環境が失われつつあるなど、生態系の破壊、分断、劣化等による生息・生育域の縮小、消失等が進行している。」(p. 68) などの的確に示されています。

自然について、「維持・保全がなされている」ことはもちろん、自然再生推進法等の記述を参考に、「再生・創出がなされている」を追加する必要があります。

#### 意見2の理由

国土交通省都市局では、平成23年に都市緑地法運用指針を改正し、緑の基本計画に生物多様性確保の視点を追加するとともに、同運用指針の参考資料として「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を公表しています。同参考資料は、「緑の基本計画の策定又は改定時」(同参考資料 p. 1) に活用されることを期待したもので、「都市住民の生活についても、生物多様性のもたらす恵沢を享受することで成り立って」(同参考資料 p. 1) いること等から、緑の基本計画制度を活用した都市におけるエコロジカルネットワークの形成を自治体に求めています。このことを実際に進めるため、本素案 p. 50 本文部分及び pp. 78-79 本文部分に「都市におけるエコロジカルネットワーク形成」を示しておくことが効果的です。

また、本素案 p. 52 及び p. 82 に、指標として「緑の基本計画の策定・改定においてグリーンインフラを位置づけた割合」が挙げられています。グリーンインフラについてこうした指標を示すのであれば、併せて「緑の基本計画の策定・改定においてエコロジカルネットワークを位置づけた割合」も挙げておくことを検討するのが良いと考えます。

#### 意見3の理由

現行の第4次計画に、「現状と課題」として「これまでの急激な都市化等により、水辺や緑地、藻場・干潟等の自然環境が失われつつあるなど、生態系の破壊、分断、劣化等による生息・生育域の縮小、消失等が進行している。人間の存立基盤である

環境が将来にわたって維持されるよう、生物多様性が保たれた良好な自然環境の保全・再生等の取組を加速する必要がある。」と書かれ、また、「国民生活や社会経済の目指す姿」として「生物多様性が充実し、水の健全な循環が確保され、その恵沢が将来にわたって享受できる社会を実現する。」(p. 68)と書かれています。

そして重点施策として「生態系ネットワーク」等のことが示されています。

一方、本素案ですが、「生物多様性危機」の現状、それへの対応がほとんど書かれていません。そもそも「生物多様性」という用語が一度も出てきません。第4次計画に引き続き、「藻場・干潟の造成」等のことが書かれてはいますが、第4次計画では「良好な海域環境の保全・再生・創出」が目的であったのに対して、本素案では、「ブルーカーボン生態系」、すなわち気候危機対応に役立つので造成等する、となっています。

良く知られた「プラネタリーバウンダリー（地球の限界）」研究では、気候危機の現状とともに「生物多様性危機」の現状も『地球の限界』を超えていると結論しています。より正確には、「生物多様性危機」の現状の方が、「気候危機」より顕著に『地球の限界』を超えている、と結論しています。

環境省レッドリスト 2020 に絶滅危惧種として掲載されている種の数は、実に、3,716種です。今年3月19日に発表された「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 政策決定者向け要約報告書」（環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会）では、「わが国の生物多様性は、過去 50 年間、損失し続けている。生態系によっては損失の速度は弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している」と、日本の状態を評価しています。

生物多様性危機の現状、それへの対応がほとんど書かれていない本素案は、環境への対応という点、そして持続可能な社会に向けた計画として、片手落ち状態と言わざるを得ません。

#### **意見4の理由**

昨年7月の社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」に「流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全・・・持続可能な地域づくりに貢献していくべきである。」(p. 57)と書かれています。

また、今年4月14日衆議院国土交通委員会の流域治水関連法案の採決に当たり「流域治水の取組においては、・・・生態系ネットワークの形成に貢献すること。」の附帯決議が、起立総員で付けられました。

また、現行の第4次計画で、重点施策として「過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、再生等を推進することにより、生態系ネットワークを形成するとともに、地域の活性化を目指す」と書かれています。

社会資本整備審議会答申、衆議院国土交通委員会附帯決議をしっかりと受け止め、また、第4次計画を引き継ぎ、「河川を基軸とした生態系ネットワーク」を明示する必要があります。

日本の生物多様性の損失が今も続いていること、また、本素案について、生物多様性危機への対応がほとんど書かれていないこと、環境への対応という点、そして持続可能な社会に向けた計画として、片手落ち状態となっていることは、「意見3の理由」に書かせていただいたとおりです。